

火を使う器具類は 安全な距離を 保ちましょう

国が定める消防法などが昨年改正されたことを受け、秋田市火災予防条例の一部が改正(平成15年1月1日施行)されました。

これは、ストーブやコンロなど「火を使用する設備・器具(*)」を設置する際の火災予防上安全とされる壁面からの隔離距離などについて、今まで各市町村ごとに独自に決めていたものを、消防法で示された基準に基づいて各市町村条例で定め、統一しようというものです。

また、今まで隔離距離について規定がなかった、電気を熱源とする電気温風器、電子レンジ、電気ストーブ、電気乾燥器など10機種が新たに条例に追加されたことなどにより、ほぼ全ての「火を使用する設備・器具」の規定が示されたこととなります。

みなさんのご家庭や職場でも、火を使う器具類は壁や天井などから安全な距離を保ち、火災予防に努めましょう。

- *「火を使用する設備」...固定され、簡単に移動できない厨房設備、乾燥設備、ポイラー、給湯湯沸設備など
- 「火を使用する器具」...簡単に移動できる移動式ストーブ・コンロ、電磁誘導加熱式調理器、電子レンジなど

問い合わせ 秋田市消防本部予防課 ☎(823)4247



秋田市手形第二保育所

所在地：秋田市手形中谷地56-1
敷地面積：1,021
延床面積：496.88 (鉄筋コンクリート2階建て)
建築年：昭和48年
定員：60人

手形第二保育所の 移管先を募集します

市では、休日保育や長時間延長保育など保育サービス向上のため、平成16年4月1日に手形第二保育所を民間に移すこととし、その移管先を募集します。

申込用紙・募集要項は、1月7日(火)から15日(水)まで、児童家庭課でお配りします。

応募資格 秋田市で保育所(認可保育所、認定・認可外保育施設など)や幼稚園を運営している法人または個人

移管の基本条件

- ・保育所の運営は、社会福祉法人により行うこと。社会福祉法人以外の場合は、移管を受けるまでに社会福祉法人を設立すること
- ・休日保育や午後8時以降までの長時間延長保育などを実施すること
- ・手形第二保育所の保育内容を継承すること
- ・土地は有償貸付、建物・備品は無償譲渡とする

説明会 応募説明会は、1月19日(日)午前10時から手形第二保育所で行います

申し込み 申込用紙に必要事項を書いて、2月10日(月)から14日(金)までに児童家庭課へ提出してください

問い合わせ 児童家庭課 ☎(866)2094

1月26日(日)は 「文化財防火デー」

秋田市には貴重な文化財がたくさんあります。市民の財産である文化財を火災・地震などの災害からみんなで守り、後世に受け継いでいきましょう。



天徳寺での防火訓練

文化振興室
☎(866)2246

燃料タンクの 点検を!

環境保全課 ☎(866)2075
消防本部予防課 ☎(823)4247

工場や事業場、一般家庭の燃料タンクの配管の腐食や老朽化により、油流出事故が多発しています。事故を未然に防ぐための点検をお願いします。

6 小型焼却炉の使用は 禁止されています

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の一部改正により、12月1日から左記のとおり焼却炉の基準が強化されました。基準を満たさない焼却炉は使用できません。
廃棄物焼却炉の基準
焼却炉内の温度を測定できる温度計を設置し、800℃以上で燃焼させること

請書に必要事項を書いて、学校または学事課 ☎(866)2243へ。

3 農業委員会委員 選挙人名簿の登録を

農業委員会では、1月1日現在で農業委員会委員選挙人名簿の登録資格の調査を行います。
名簿は、来年3月31日に確定し、向こう一年、委員の選挙や、委員に欠員が生じた場合に使用します。名簿には補充制度がないので登録から漏れると資格があっても投票できません。必ず登録申請をしてください。また、耕作証明書などの証明も登録者でないと申請できませんのでご注意ください。

申請資格のあるかた 秋田市に住所

4 医療従事者のかたは 届け出を

医師、歯科医師、薬剤師のかたは、12月31日現在の状況を市保健所に届け出する必要があります。すでに勤務先にお送りした「届出票」に、必要事項を記入し届け出てください。
現在勤めていないかたは、「届出票」の送付先を、保健所保健総務課 ☎(83)1170までお知らせください。

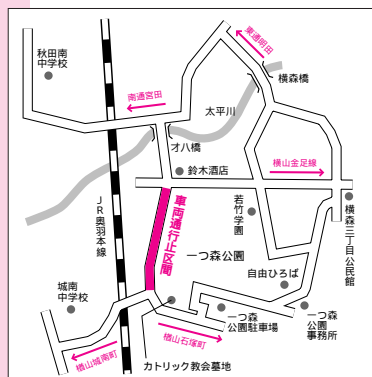
5 就学援助制度の ご利用を

市内の小・中学校に通うお子さんをお持ちで、経済的に困りのかたは、学習に必要な費用や給食費などの援助が受けられます。
援助の申し込みは、各学校で配る申

7 榎山太田町地内の道路 通行止め期間の延期

下水道工事に伴い、榎山太田町地内

空気取り入れ口・煙突以外は密閉し、外気と遮断した状態でごみを投入できること(二重扉や連続投入装置の設置)高温で燃焼させるためのバーナーを設置すること
燃焼に必要な量の空気を供給できるファンなどを設置すること
問い合わせ 産業廃棄物対策室
☎(866)2943



問い合わせ 下水道部下水道建設課
☎(864)1455



一つ森公園コミュニティ体育館 12月29日(日)から1月3日(金)まで休館します。公園課 ☎(866)2154 **クアドーム ザ・ブーン** 年末年始休まず営業！ただし、12月31日(火)は午後5時まで。クアドーム ザ・ブーン ☎(827)2301



INFORMATION

市役所からのお知らせ

人口 14.12.1現在
()内は前月比

人口 / 318,848人(+ 61)
男 / 152,110人(- 22)
女 / 166,738人(+ 83)
11月分・出生 232人
・死亡 195人
・転入 606人
・転出 582人
世帯 / 125,849世帯(+ 86)

年末年始のごみ収集

12月30日(月)・31日(火)は、「家庭ごみ」だけ収集します
年始は、「家庭ごみ」「資源化物」ともに1月6日(月)から平常どおり収集します
1月13日(月)は祝日ですが、「家庭ごみ」「資源化物」両方を収集します。収集日に当たっている地区はお忘れなく

問い合わせ 「家庭ごみ」は環境業務課 ☎(863)6631
「資源化物」は環境企画課 ☎(863)6632

来年4月は統一地方選挙

1 市議会議員選挙の 立候補予定者説明会

市議会議員選挙の立候補予定者説明会を行います。当日は、立候補者の届出に必要な書類をお渡しすることにも、立候補の手続き、選挙運動、選挙公営制度、選挙公報、その他、について説明します。関係者はご出席ください。
とき / 2月6日(木)午後2時
ところ / 市文化会館5階大会議室
問い合わせ 市選挙管理委員会事務局
☎(866)2260

2 廃棄物減量等推進審 議会委員を公募

秋田市廃棄物減量等推進審議会委員

の改選に当たり、ごみの減量などについて意見を述べていただく委員3人(任期2年)を募集します。
審議会は年3回程度、平日の日中に開きます。報酬は審議会1回につき7千円です。

応募資格 秋田市に住所のある20歳以上のかたで、本市の他の審議会などの委員、国・地方公共団体の議員または常勤職員でないかた

応募方法 1月15日(水)まで、ごみの減量やリサイクルに関する800字以内の小論文(テーマをつけて)に略歴を添えて、〒011-0904 秋田市寺内蛭根三丁目24-3 環境部環境企画課
問い合わせ 環境部環境企画課
☎(863)6632